平成 20 年 4 月 1 日 、規 程 第 4 2 号 <u>.</u>

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学(以下「本学」という。)の学章、ロゴマーク、ロゴタイプ、スクールカラー及び学旗に関し必要な事項を定めるものとする。

(学章及びロゴマーク)

- 第2条 学章は別図第1のとおりとする。
- 2 学章の色彩は、中央の図形中上S形図をSEA BLUE (DIC 色番 2177/C:70、M:15) とし、同図形中下S形図をSUN ORANGE (DIC 色番 F208/M:60、Y:80) とし、同図形の周囲に円形に配置された文字をグレイ (DIC 色番 G-20/K:65) とする。
- 3 ロゴマークは別図第2のとおりとする。
- 4 ロゴマークの色彩は、第2項に定める学章の中央の図形と同じ色彩とする。
- 5 学章は、全体の直径が 10mm 以下の大きさで使用してはならない。
- 6 学章及びロゴマークの表示に際し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる 色彩とする。
 - (1) モノクロームで表示する場合(別図第3及び第4) 黒 (100%)
 - (2) 学章及びロゴマークが鮮明に表示できない場合(別図第3及び第4) 黒(100%)又は白
 - (3) その他特別の用途に使用する場合 学長が適当と認める色彩
- 7 学章及びロゴマークを縮小又は拡大して表示する場合には、別図で示されたすべての部分を均 ーに、縮小又は拡大しなければならない。

(ロゴタイプの種類)

第3条 ロゴタイプは和文タイプ及び欧文タイプとする。

(ロゴタイプ)

- 第4条 和文タイプは別図第5及び第6のとおりとする。
- 2 欧文タイプは別図第7及び第8のとおりとする。書体はHelveticaNeueとする。
- 3 和文タイプと欧文タイプを組み合わせて使用する場合のロゴタイプは別図第9のとおりとする。
- 4 ロゴタイプの色彩は、黒(100%)とする。
- 5 ロゴタイプの表示に際し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる色彩とする。
 - (1) 背景にスクールカラーを利用するなどロゴタイプが鮮明に表示できない場合 黒(100%)又は白
 - (2) その他特別の用途に使用する場合 学長が適当と認める色彩
- 6 ロゴタイプを縮小又は拡大して表示する場合には、別図で示されたすべての部分を均一に、縮 小又は拡大しなければならない。

(学章及びロゴマークとロゴタイプの組み合わせ)

- 第5条 学章とロゴタイプを組み合わせての使用は、次に掲げるパターンを常例とする。
 - (1) 学章と和文ロゴタイプ 別図第10
 - (2) ロゴマークと和文+欧文ロゴタイプ 別図第11及び別図第12
 - (3) ロゴマークと欧文ロゴタイプ 別図第13及び別図第14、第15
 - (4) その他特別の用途に使用する場合 学長が適当と認める組み合わせ
- 2 ロゴタイプを縮小又は拡大して表示する場合には、別図で示されたすべての部分を均一に、縮 小又は拡大しなければならない。

(スクールカラー)

第6条 スクールカラーは、SEA BLUE (DIC 色番 2177) 及び SUN ORANGE (DIC 色番 F208) とする。

(学旗)

- 第7条 学旗は、刺繍旗及び染旗とする。
- 2 刺繍旗は別図第16のとおりとする。
- 3 刺繍旗の色彩は、地をエンジ色とし、ロゴマーク及び和文ロゴタイプを金刺繍とする。
- 4 染旗は別図第17のとおりとする。
- 5 染旗の色彩は、地を白とし、上部及び下部にそれぞれ第6条に定めるスクールカラーの SUN ORANGE 及び SEA BLUE のラインを、中央に第2条に定める学章を配置する。

(学章およびロゴマークの使用)

- 第8条 学章の使用は、次に掲げる場合を常例とする。
 - (1) 本学の式典、行事等公式の場で使用する場合
 - (2) 各種証明書に使用する場合
 - (3) 大学史その他記念刊行物に使用する場合
 - (4) その他学長が学章を使用することが適当と認めた場合
- 2 ロゴマークの使用は、次に掲げる場合を常例とする。
 - (1) 大学のオリジナルグッズ
 - (2) ホームページ、広報誌、その他これらに準ずるものに使用する場合
 - (3) その他学長がロゴマークを使用することが適当と認めた場合
- 3 本学の役員、教職員等(以下「役職員等」という。)は、学章、ロゴマーク、ロゴタイプ又は学旗(以下「学章等」という。)を広く業務等に使用することができる。ただし、使用にあたっては、 品位と尊厳を保持しなければならない。
- 4 役職員等以外の者が学章等を使用しようとする場合は、別記様式により学長の許可を得なければならない。
- 5 第3項の規定にかかわらず、役職員等は、第2条から第5条に定める色彩又は組み合わせ以外で学章等を使用する場合は、前項に定める学長の許可を得なければならない。
- 6 学長は、役職員等および前項の許可を得た者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合 は、学章等の使用を停止させ、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 本学の名誉が傷つけられた場合又はその恐れのある場合
- (2) 使用許可の内容と異なる場合

(事務)

第9条 学章等の使用に関する事務は、企画広報課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学章等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

【別図一覧】

別図第1 (第2条関係)



別図第2(第2条関係)



別図第3 (第2条関係)



別図第4(第2条関係)



別図第5 (第4条関係)

別図第6 (第4条関係)

長崎県立大学

長崎県立大学

別図第7(第4条関係)

UNIVERSITY OF NAGASAKI

別図第8 (第4条関係)

UNIVERSITY OF NAGASAKI

別図第9 (第4条関係)

別図第10(第5条関係)

長崎県立大学

UNIVERSITY OF NAGASAKI



別図第11(第5条関係)

別図第12(第5条関係)





別図第13(第5条関係)

別図第14(第5条関係)





別図第15(第5条関係)





令和 年 月 日

長崎県立大学長 殿

申請者

(住所)

(団体名等)

(代表者氏名)

長崎県立大学 学章・ロゴマーク・ロゴタイプ・学旗 使用許可願

下記のとおり長崎県立大学の〔 学章・ロゴマーク・ロゴタイプ・学旗 〕を使用したいので、許可願います。

記

使	用	図	案	別添のとおり
使	用	目	的	
備			考	

長崎県立大学 〔 学章・ロゴマーク・ロゴタイプ・学旗 〕使用許可証					
使 用 図 案	別添のとおり				
使 用 目 的					
使用許可条件					
備考					

上記のとおり長崎県立大学の〔 学章・ロゴマーク・ロゴタイプ・学旗 〕の使用を許可する。

令和 年 月 日

殿

長崎県立大学長

囙